中央省庁等改革関係法等の施行前の防衛庁訓令等の効力に関する訓令を次のように定める。

平成13年1月6日

防衛庁長官 斉藤 斗志二

中央省庁等改革関係法等の施行前の防衛庁訓令等の効力に関する訓令

- 第1条 中央省庁等改革関係法施行法(平成11年法律第160号)第130 1条に規定する改革関係法等(次条において「改革関係法等」という。)の 施行前に発せられた防衛庁における文書の形式に関する訓令(昭和38年防 衛庁訓令第38号)第3条に規定する訓令、達、行動命令、一般命令、個別 命令、日日命令、指示、指令、通達類(以下「訓令等」という。)は、別段 の定めをしない限り、それぞれ、防衛庁長官、防衛大学校長、防衛医科大学 校長、防衛研究所長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、統合幕僚会議 、契約本部長若しくは技術研究本部長又は相当の権限のある者が発した訓令 等とみなす。
- 第2条 前条の規定により訓令等とみなされたもので、改革関係法等の施行前 の防衛庁の機関の長又は相当の権限のある者(以下この条において「相当の 権限のある者等」という。)に対して発せられた訓令等は、別段の定めをしない限り、それぞれ改革関係法等の施行後の相当の権限のある者等に対して 発せられたものとみなす。

附則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。